



三重県公報

平成30年2月20日（火）

第 2981 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
96	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
97	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
98	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
99	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	3
100	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
101	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
102	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
103	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	4
104	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	4
105	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	5
106	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	5
107	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	6
108	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都 市 政 策 課)	6
企 業 庁 告 示			
1	三重県公営企業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正	(企 業 庁)	7
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	7
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	7
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	7
	同件	(同)	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8

告 示

三重県告示第 96 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
四日市眼科クリニック	四日市市諏訪栄町 5-8 ローレルタワー シュロア四日市 101-B	平成 30 年 1 月 1 日
すずかいとう皮膚科クリニック	鈴鹿市野村町 168-1	平成 30 年 1 月 1 日
坂倉内科医院	津市幸町 4 番 6 号	平成 29 年 12 月 28 日
あらおと整形クリニック	松阪市久保田町字南沖 5-7	平成 30 年 1 月 4 日
たかくら診療所	熊野市五郷町寺谷 1061 番地	平成 30 年 2 月 1 日
医療法人聖弘会 松永整形外科クリニック	名張市希中央四番町 22 番地	平成 30 年 1 月 1 日
とも歯科クリニック	津市白塚町字北永定 2288 番地 1	平成 30 年 1 月 1 日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247	平成 30 年 1 月 1 日
アイランド薬局 桑名寿店	桑名市寿町三丁目 64 番地	平成 30 年 2 月 1 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	平成 30 年 1 月 1 日
スギ薬局西条店	鈴鹿市飯野寺家町 856 番地	平成 30 年 1 月 18 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	平成 30 年 1 月 1 日
やさしい薬局	津市高茶屋小森町 1812-3	平成 30 年 1 月 1 日
ゆうあい薬局	志摩市阿児町鶴方 3240-2	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 97 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
内科婦人科 和田医院	熊野市井戸町 4986	和田医院	平成 29 年 7 月 1 日
ハッピー薬局	桑名市東方掛越 593-1	さくら薬局 桑名東方店	平成 30 年 1 月 1 日
ハッピー薬局福島店	桑名市東方福島前 770	さくら薬局 桑名福島店	平成 30 年 1 月 1 日
訪問看護ステーション桜の森白子ホーム	鈴鹿市南玉垣町 7300 番地 2	鈴鹿市南玉垣町 3500 番地 3 鈴鹿医療科学大学白子キャンパス内	平成 29 年 4 月 1 日

三重県告示第 98 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
四日市眼科クリニック	四日市市諏訪栄町 5-8 ローレルタワー シュロア四日市 101-B	平成 29 年 12 月 31 日
すずかいとう皮膚科クリニック	鈴鹿市野村町 168-1	平成 29 年 12 月 31 日

坂倉内科医院	津市幸町 4 番 6 号	平成 29 年 12 月 27 日
あらおと整形クリニック	松阪市久保田町字南沖 5-7	平成 30 年 1 月 3 日
松永整形外科クリニック	名張市希中央四番町 22 番地	平成 29 年 12 月 31 日
医療法人小関医院	度会郡大紀町錦 195 の 6	平成 30 年 1 月 30 日
堀デンタルクリニック	亀山市東台町 1-14	平成 30 年 2 月 8 日
オー、デンタルクリニック津	津市桜橋 3 丁目 446 番地 イオン津店 1 階	平成 29 年 12 月 26 日
ひまわり歯科クリニック	度会郡大紀町滝原 143	平成 29 年 11 月 30 日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口宮東 247	平成 29 年 12 月 31 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	平成 29 年 12 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	平成 29 年 12 月 31 日
スギ薬局 西条店	鈴鹿市飯野寺家町 843 番地	平成 30 年 1 月 17 日
株式会社調剤薬局アカツカ高茶屋店	津市高茶屋小森町 1812-3	平成 29 年 12 月 31 日

三重県告示第 99 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
イワオ薬局 小俣店	伊勢市小俣町相合 395	平成 29 年 12 月 22 日

三重県告示第 100 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
吉田屋薬局本店	鈴鹿市神戸 2-10-36	平成 30 年 1 月 10 日

三重県告示第 101 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
四日市眼科クリニック	四日市市諏訪栄町 5-8 ローレルタワー シュロア四日市 101-B	平成 30 年 1 月 1 日
すずかいとう皮膚科クリニック	鈴鹿市野村町 168-1	平成 30 年 1 月 1 日
坂倉内科医院	津市幸町 4 番 6 号	平成 29 年 12 月 28 日
あらおと整形クリニック	松阪市久保田町字南沖 5-7	平成 30 年 1 月 4 日
たかくら診療所	熊野市五郷町寺谷 1061 番地	平成 30 年 2 月 1 日
医療法人聖弘会 松永整形外科クリニック	名張市希中央四番町 22 番地	平成 30 年 1 月 1 日
とも歯科クリニック	津市白塚町字北永定 2288 番地 1	平成 30 年 1 月 1 日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247	平成 30 年 1 月 1 日
アイランド薬局 桑名寿店	桑名市寿町三丁目 64 番地	平成 30 年 2 月 1 日

スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	平成 30 年 1 月 1 日
スギ薬局西条店	鈴鹿市飯野寺家町 856 番地	平成 30 年 1 月 18 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	平成 30 年 1 月 1 日
やさしい薬局	津市高茶屋小森町 1812-3	平成 30 年 1 月 1 日
ゆうあい薬局	志摩市阿児町鶴方 3240-2	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 102 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
内科婦人科 和田医院	熊野市井戸町 4986	和田医院	平成 29 年 7 月 1 日
ハッピー薬局	桑名市東方掛越 593-1	さくら薬局 桑名東方店	平成 30 年 1 月 1 日
ハッピー薬局福島店	桑名市東方福島前 770	さくら薬局 桑名福島店	平成 30 年 1 月 1 日
訪問看護ステーション桜の森白子ホーム	鈴鹿市南玉垣町 7300 番地 2	鈴鹿市南玉垣町 3500 番地 3 鈴鹿医療科学大学白子キャンパス内	平成 29 年 4 月 1 日

三重県告示第 103 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
四日市眼科クリニック	四日市市諏訪栄町 5-8 ローレルタワー シュロア四日市 101-B	平成 29 年 12 月 31 日
すずかいとう皮膚科クリニック	鈴鹿市野村町 168-1	平成 29 年 12 月 31 日
坂倉内科医院	津市幸町 4 番 6 号	平成 29 年 12 月 27 日
あらおと整形クリニック	松阪市久保田町字南沖 5-7	平成 30 年 1 月 3 日
松永整形外科クリニック	名張市希中央四番町 22 番地	平成 29 年 12 月 31 日
医療法人小関医院	度会郡大紀町錦 195 の 6	平成 30 年 1 月 30 日
堀デンタルクリニック	亀山市東台町 1-14	平成 30 年 2 月 8 日
オー、デンタルクリニック津	津市桜橋 3 丁目 446 番地 イオン津店 1 階	平成 29 年 12 月 26 日
ひまわり歯科クリニック	度会郡大紀町滝原 143	平成 29 年 11 月 30 日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口宮東 247	平成 29 年 12 月 31 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	平成 29 年 12 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	平成 29 年 12 月 31 日
スギ薬局 西条店	鈴鹿市飯野寺家町 843 番地	平成 30 年 1 月 17 日
株式会社調剤薬局アカツカ高茶屋店	津市高茶屋小森町 1812-3	平成 29 年 12 月 31 日

三重県告示第 104 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
イワオ薬局 小俣店	伊勢市小俣町相合 395	平成 29 年 12 月 22 日

三重県告示第 105 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
吉田屋薬局本店	鈴鹿市神戸 2-10-36	平成 30 年 1 月 10 日

三重県告示第 106 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテUNY星川店
桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ピアゴ星川店
(変更後) MEGAドン・キホーテUNY星川店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
下記の小売業者以外	午前 10 時 00 分（年 10 日は午前 9 時 00 分）	午後 9 時 00 分
株式会社三洋堂書店	午前 10 時 00 分	午前 0 時 00 分

(変更後)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
下記の小売業者以外	午前 9 時 00 分	午前 2 時 00 分
株式会社三洋堂書店	午前 10 時 00 分	午前 0 時 00 分

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場 1 及び 2	午前 9 時 30 分から午前 0 時 30 分まで (年 10 日は午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで)

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場 1 及び 2	午前 8 時 30 分から午前 2 時 30 分まで

- 3 変更年月日
平成 30 年 3 月 15 日
- 4 変更理由
営業計画変更のため
- 5 届出の日
平成 30 年 2 月 7 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 2 月 20 日から同年 6 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 107 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿 Aゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8922 ほか 10 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 2 月 20 日から同年 3 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 108 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
熊野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
熊野都市計画公園事業
4・4・1 熊野市防災公園
- 3 事業施行期間
平成 26 年 3 月 28 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

企業庁告示**三重県企業庁告示第1号**

三重県公営企業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定（平成9年三重県企業庁告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年2月20日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

表中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成30年2月20日

三重県知事 鈴 木 英 敬

橿田土地改良区（松阪市清水町200番地1）

退任理事

松阪市橿田町884番地

中 川 貞

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、古田井土地改良区（松阪市嬉野新屋庄町387番地）の定款の変更を認可しました。

平成30年2月20日

三重県知事 鈴 木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（明和土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成30年2月7日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分取消しの訴えを提起することができます。

平成30年2月20日

三重県知事 鈴 木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（橿田川祓川沿岸土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成30年2月9日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分取消しの訴えを提起することができます。

平成30年2月20日

三重県知事 鈴 木 英 敬

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年2月20日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

松阪都市計画ごみ処理場

第1号 松阪市リサイクルセンター

第2号 松阪市クリーンセンター

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

松阪都市計画ごみ焼却場

第 2 号 松阪第二清掃工場

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画下水道

流域関連桑名市公共下水道

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
